

函館市戸籍謄本等および住民票の写し等の交付請求時における
本人確認等の取扱に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、戸籍謄本等および住民票の写し等の交付の請求等を審査するにあたり、現に請求の任に当たっている者（以下「請求者」という。）に対する身分確認等（以下「本人確認等」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする請求の種類)

第2条 戸籍または除籍（改製原戸籍を含む）謄本もしくは抄本，その他戸籍に関する証明等，住民票の写し，住民票記載事項証明書，戸籍の附票の写し，その他の証明書の請求すべてを対象とする。

(本人確認等の対象者)

第3条 前条の証明書等の請求者を対象とする。

(本人確認等の区分)

第4条 本人確認等は次の区分により行うものとする。

- (1) 戸籍謄本等 戸籍または除籍（改製原戸籍を含む）謄本もしくは抄本，その他戸籍に関する証明等
- (2) 住民票の写し等 住民票の写し，住民票記載事項証明書，戸籍の附票の写し，その他の証明書

(戸籍謄本等の請求における本人確認等の方法)

第5条 戸籍に記載されている者またはその配偶者，直系尊属もしくは直系卑属（以下「戸籍に記載されている本人等」という。）の請求の場合は，氏名および住所または氏名および生年月日を明らかにさせたうえで，次の各号に掲げるいずれかの方法により本人確認をするものとする。

- (1) 別記1の書類を1点以上提示させる。
- (2) 別記2①の書類を2点以上提示させる。
- (3) 別記2①の書類と②の書類を各1点以上ずつ提示させる。
- (4) その他市長が適当と認めるものを提示させる。

(5) 前記各号に掲げるものの提示がない場合または提示があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、聴聞により確認するものとし、戸籍に記載されている者の氏名、続柄、生年月日等により確認する。

(6) 前記各号により確認できない場合で、職員の面識により確認できるときは当該方法により本人確認をするものとする。この場合本人確認をする職員は、戸籍事務担当職員以外の職員も含むものとし、請求者の氏名、住所を知っており、後日その者を探索できることを必要とする。

2 法定代理人（未成年者の親権者、成年被後見人等の成年後見人等）の請求の場合は、前項の規定を準用するほか、所管する戸籍で法定代理人であることを確認できる場合を除き、次の方法により請求権限を確認するものとする。

(1) 未成年者の親権者 親権を確認できる戸籍謄本等の提出

(2) 成年被後見人等の成年後見人等 後見登記等の登記事項証明書または裁判書の謄本等の提出

3 代理人または使者の請求の場合は、第1項の規定を準用するほか、委任状を提出させることにより請求権限を確認するものとする。このとき、委任状は委任者の署名または記名押印のいずれかを必要とする。

4 戸籍に記載されている本人等以外の請求の場合は、第1項の規定を準用するほか、法人の請求の場合は次の方法により請求権限を確認するものとする。

(1) 法人の代表者または支配人が請求する場合 登記事項証明書の提出

(2) 法人の社員が請求する場合 登記事項証明書の提出と社員証の提示または登記事項証明書と委任状の提出

5 国または地方公共団体の機関の請求の場合は、氏名および所属機関、氏名および住所または氏名および生年月日を明らかにさせたうえで、別記1の書類を1点以上提示させる方法により本人確認を行い、公文書により請求させるほか、請求者が請求権限を有する職員以外の者で

ある場合は、当該機関が発行した身分証明書（写真付き）の提示または委任状を提出させる方法により請求権限を確認するものとする。

6 弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士または行政書士（以下「弁護士等」という。）の請求の場合は，氏名および住所，氏名および生年月日または氏名および弁護士等の事務所所在地を明らかにさせたいうえで，別記3の書類を1点以上提示（弁護士の請求の場合は，氏名および事務所所在地を所属する弁護士会がホームページで公表している場合に限り，弁護士記章の提示も可とする。）させる方法により本人確認を行い，職務上請求書により請求させるほか，次の方法により請求権限を確認するものとする。

（1）弁護士等の補助者が請求する場合 補助者証の提示または委任状の提出

（2）資格者法人の代表者が請求する場合 登記事項証明書の提出

（3）資格者法人に所属する弁護士または補助者が請求する場合 登記事項証明書の提出と資格者証もしくは補助者証の提示または登記事項証明書と委任状の提出

（住民票の写し等の請求における本人確認等の方法）

第6条 本人またはその同一世帯員もしくは同一住所に居住する親族（以下「住民票に記載されている本人等」という。）の請求の場合は，氏名および住所を明らかにさせたいうえで，次の各号に掲げるいずれかの方法により本人確認をするものとする。

（1）別記1または2の書類を1点以上提示させる。

（2）氏名が漢字で表記されている通帳，診察券等その他市長が適当と認めるものを1点以上提示させる。

（3）前記各号に掲げるものの提示がない場合または提示があった場合でも必要と判断されるときは，適宜，聴聞により確認するものとし，住民票に記載されている者の氏名，続柄，生年月日等により確認する。

（4）前記各号による確認ができない場合は，前条第1項第6号の規定を準用する。

- 2 法定代理人（未成年者の親権者，成年被後見人等の成年後見人等）の請求の場合は，前項の規定を準用するほか，その請求権限を確認する方法については，前条第2項の規定を準用する。
- 3 代理人または使者の請求の場合は，第1項の規定を準用するほか，その請求権限を確認する方法については，前条第3項の規定を準用する。
- 4 請求者において第2項および第3項の請求権限を確認する書類を提出できない場合は，代理人である旨を申し立てる書類（以下「申立書」という。）を提出させるものとする。
- 5 住民票に記載されている本人等以外の請求の場合は，第1項の規定を準用するほか，法人の請求の場合は次の方法により請求権限を確認するものとする。
 - （1）法人の代表者が請求する場合 登記事項証明書の提出
 - （2）法人の代表者以外の者（社員等）が請求する場合 社員証の提示または委任状の提出
- 6 国または地方公共団体の機関の請求の場合は，職氏名および所属機関を明らかにさせたいうで，前条第5項の規定を準用する。
- 7 弁護士等の請求の場合は，氏名および住所を明らかにさせたいうで，前条第6項の規定を準用するほか，次の方法により請求権限を確認するものとする。
 - （1）弁護士等の補助者が請求する場合 補助者証の提示または委任状の提出
 - （2）資格者法人の代表者が請求する場合 登記事項証明書の提出
 - （3）資格者法人に所属する弁護士または補助者が請求する場合 資格者証もしくは補助者証の提示または委任状の提出
- 8 戸籍の附票の請求においては，第1項および第5項中「住民票に記載されている本人等」とあるのは「戸籍に記載されている本人等」，第1項第3号中「住民票」とあるのは「戸籍」と読み替えるものとする。
- 9 身分証明書の請求においては，第1項の規定を準用するほか，請求

者が本人以外の場合は委任状または申立書を提出させることにより請求権を確認するものとする。

(電話による権限確認)

第7条 請求者が戸籍に記載されている本人等であること等請求権を確認する場合において、確認する戸籍が他の市区町村にあるときは、必要に応じて電話により確認するものとする。

(本人確認等の結果の記録)

第8条 第5条または第6条の規定による本人確認等ができた場合は、本人確認の方法、提示させた書類の種類を請求書の資格確認欄に記載するほか、必要に応じて確認書類の番号等を欄外に記載し、または写しをとるものとする。

なお、面識により本人確認ができた場合は、確認した職員の氏名を請求書の欄外に記載するものとする。

(添付書類の還付等)

第9条 提出を要する戸籍謄本等、後見登記等の登記事項証明書、法人の登記事項証明書はその作成後3か月以内のものとし、原本を提出させ請求があった場合は還付するものとする。この場合は写しをとり、請求書とともに保管する。

(郵送による請求)

第10条 郵送による請求の場合は、第5条または第6条の規定により本人確認等を行うものとし、必要書類はその写しを送付させるほか、次のとおりとする。

(1) 戸籍謄本等の請求の場合は、本人確認書類は別記1または別記2①の書類のうち住所が記載されたものの写しをいずれか1点以上送付させる。

(2) 提出を要する戸籍謄本等、後見登記等の登記事項証明書、法人の登記事項証明書は原本を送付させる。

(3) 請求された証明書は、請求者の住所地に送付するものとし、法人(資格者法人を除く)の請求の場合はその本店または支店もしくは営業所等の所在地、国または地方公共団体の機関および弁護

士等（資格者法人を含む）の請求の場合はその事務所所在地に送付する。

- （４）請求者（法人，国および地方公共団体の機関または弁護士等を除く）の戸籍の附票もしくは住民票に記載されている住所地が送付先となっている場合は，本人確認書類の写しの送付の有無にかかわらず，請求のあった証明書を送付することができる。
- （５）国または地方公共団体の機関の請求の場合は，請求者は請求権を有する職員に限るものとし，本人確認書類の写しの送付は要しない。
- （６）弁護士等の請求の場合は，その事務所所在地を所属する弁護士会がホームページで公表しているときは，本人確認書類の写しの送付の有無にかかわらず，請求のあった証明書を送付することができる。
- （７）住民票の写し等は，請求者の住所地もしくは法人（資格者法人を除く）の本店または支店もしくは営業所等の所在地以外の場所に送付を求められた場合は，その理由と送付場所を確認し送付することができる。

附 則

この要領は，平成２０年５月１日から施行する。

附 則

この要領は，平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は，平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要領は，令和４年４月１日から施行する。

別記（第5条，第6条，第10条関係）

1 戸籍法施行規則第11条の2第1号に係る書類（1号書類）

運転免許証，旅券，官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書等，住民基本台帳カード（写真付き），個人番号カード，官公署が発行した身分証明書（写真付き）

※官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書等

船員手帳，海技免状，小型船舶操縦免許証，猟銃・空気銃所持許可証，戦傷病者手帳，宅地建物取引士証，電気工事士免状，無線従事者免許証，認定電気工事従事者認定証，特種電気工事資格者認定証，耐空検査員の証，航空従事者技能証明書，運航管理者技能検定合格証明書，動力車操縦者運転免許証，教習資格認定証，警備業法第23条第4項に規定する合格証明書，身体障害者手帳，療育手帳，運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）

2 戸籍法施行規則第11条の2第2号に係る書類（2号書類）

① 国民健康保険，健康保険，船員保険もしくは介護保険の被保険者証，共済組合員証，国民年金，厚生年金保険もしくは船員保険にかかる年金証書，共済年金もしくは恩給の証書，住民基本台帳カード（写真なし），戸籍謄本等の請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

② 学生証，法人が発行した身分証明書（官公署が発行したものを除く），官公署が発行した資格証明書（1号書類を除く）で写真付きのもの

3 戸籍法施行規則第11条の2第4号に係る書類

1号書類もしくは弁護士等であることを証する書類（資格者証），弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類（補助者証）

（注）上記の書類は市長が提示または写しの送付を受ける日において有効なものに限る。